

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	井上 彰	高松市香川町川内原116番地1	平成19年5月31日
〃	高橋 信一	〃 〃 浅野555番地2	〃
〃	谷本 覺	〃 三谷町4679番地	〃
〃	正木 義則	〃 仏生山町甲2391番地3	〃
〃	三笠 輝彦	〃 一宮町1722番地1	〃
〃	山崎 數則	〃 多肥上町663番地2	〃
〃	北川 義浪	〃 伏石町226番地	〃
〃	河野 一公	〃 勅使町198番地	〃
〃	武田 義則	〃 香南町池内407番地1	〃
〃	田中 照美	綾歌郡綾川町畑田1441番地	〃
〃	泉川 靜雄	高松市香南町岡916番地	〃
〃	中村 敏雄	〃 御廐町746番地	〃
〃	山地 悦次	〃 飯田町990番地	〃
〃	天雲 保夫	〃 鬼無町鬼無544番地2	〃
〃	長尾 保	〃 川部町924番地35	〃
〃	渡邊 隆司	〃 円座町2098番地	〃
〃	富田 甫	〃 香川町大野1145番地1	〃
〃	久保 忠行	〃 香西本町266番地	〃
監 事	井原 津茂利	〃 香川町川東上851番地1	〃
〃	寒川 利徳	〃 一宮町1806番地4	〃
〃	佐々木 正明	〃 香南町岡202番地	〃

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	井上 彰	高松市香川町川内原116番地1	平成19年6月1日
〃	中原 政幸	〃 〃 浅野1446番地	〃
〃	富田 甫	〃 〃 大野1145番地1	〃
〃	鎌野 孝治	〃 三谷町1658番地5	〃
〃	正木 義則	〃 仏生山町甲2391番地3	〃
〃	三笠 輝彦	〃 一宮町1722番地1	〃
〃	藤澤 武	〃 多肥下町349番地1	〃
〃	白井 勉	〃 太田下町1717番地1	〃
〃	河野 一公	〃 勅使町198番地	〃

〃	武田 義則	〃 香南町池内407番地1	〃
〃	田中 照美	綾歌郡綾川町畑田1441番地	〃
〃	泉川 静雄	高松市香南町岡916番地	〃
〃	岡下 勝彦	〃 岡本町295番地4	〃
〃	渡邊 隆司	〃 円座町2098番地	〃
〃	河北 初雄	〃 檀紙町943番地1	〃
〃	藤村 岩夫	〃 飯田町613番地2	〃
〃	天雲 保夫	〃 鬼無町鬼無544番地2	〃
〃	久保 忠行	〃 香西本町266番地	〃
監 事	井原 津茂利	〃 香川町川東上851番地1	〃
〃	寒川 利徳	〃 一宮町1806番地4	〃
〃	佐々木 正明	〃 香南町岡202番地	〃